

平成30年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度新座市一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

歳入 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,163,422 千円
歳出 社会保障施策経費	24,854,478 千円

（単位 千円）

事業名		決算額	うち一般財源
社会福祉	社会福祉事業	178,385	117,997
	障がい者福祉事業	3,851,207	1,423,481
	老人福祉事業	2,651,546	2,119,882
	児童福祉事業	9,254,500	3,757,915
	生活保護事業	4,954,161	1,070,595
小計		20,889,799	8,489,870
社会保険	国民健康保険事業	1,487,207	1,097,468
	介護保険事業	1,411,236	1,393,110
小計		2,898,443	2,490,578
保健衛生	保健衛生事業	143,734	76,777
	予防事業	920,460	898,625
	診療所事業	2,042	1,352
小計		1,066,236	976,754
合計		24,854,478	11,957,202